

第7回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2022年6月1日から2023年5月31日まで)

株式会社S E R I Oホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 株式の状況（2023年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,329,400株
- (3) 株主数 3,406名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
若濱 久	2,311,250	36.58
株式会社KDT	900,000	14.24
セリオグループ従業員持株会	307,707	4.87
中村 明裕	161,250	2.55
海老 雅和	128,404	2.03
J Pモルガン証券株式会社	80,000	1.27
五味 大輔	65,000	1.03
徳田 克紀	49,000	0.78
麻田 祐司	41,300	0.65
猪俣 慎二	40,000	0.63

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 持株比率は自己株式（10,939株）を控除して計算しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、取締役（監査等委員を除く）の情報共有を推進することにより、他の取締役（監査等委員を除く）の業務執行の監督を行っております。また、監査等委員は監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査等を通じて、取締役（監査等委員を除く）の職務執行の監査を行っております。

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定を取締役会が行っております。使用人に対し、法令、定款並びに社会倫理の遵守が企業活動の前提となることを周知徹底しております。取締役（監査等委員を除く）は、実効性のある内部統制の整備・運用と法令遵守の体制の確立に努めております。監査等委員は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めるときは各取締役に対し改善を助言又は勧告しております。内部監査部門は、内部統制の有効性について監査し、必要があると認めるときは適切な者に対し改善を助言又は勧告し、その旨を代表取締役社長に報告することとしております。監査等委員及び内部監査部門は、情報交換等連携し、職務執行内容が法令及び定款、関連諸規程に準拠して適正に行われているか問題の有無を調査し、必要に応じて取締役会へ報告しております。「内部通報規程」に基づき、法令違反行為等に対して、社内外に相談・申告できる「内部通報相談窓口」を設置し、申告者が不利益な扱いを受けない体制を構築しております。

② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書取扱規程」「業務分掌規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存しております。また、「文書取扱規程」「業務分掌規程」ほかの関連規程は、必要に応じて適宜見直し改善を図っております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会及びその他の重要な会議において、各取締役、経営幹部及び使用人から、業務執行に関わる重要な情報の報告が行われております。代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、各担当取締役と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しております。有事の際は、代表取締役社長が「緊急リスク対策本部」を設置し、必要に応じて顧問弁護士等と迅速な対応をとれる体制を整備しており、またリスク管理体制を明文化した「リスク管理規程」に準拠した体制を構築しております。

④ 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会における意思決定にあたっては、十分かつ適切な情報が各取締役（監査等委員を除く）に提供されております。経営及び業務執行に必要な情報については、迅速かつ的確に各取締役が共有しております。めまぐるしく変化する経営環境にも対応できるよう、取締役（監査等委員を除く）の任期を、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとすることを定めております。

- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ企業全てに適用する行動指針として企業行動憲章を定め、当社グループ全体において遵法経営を実践する体制になっております。グループ企業を統括する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事務部門と連携し、「関係会社管理規程」など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行っております。内部監査部門が定期的実施する内部監査により、子会社の業務が「関係会社管理規程」及び当社の経営方針に基づいて、適切に運営されていることを確認する体制とすることで、業務の適正を確保しております。当社は、グループ企業各社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、関係会社管理規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させることを定めております。
- ⑥ 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項
当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置しておりませんが、監査等委員は取締役と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置しております。監査等委員が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、各取締役（監査等委員を除く）の指揮命令は受けておりません。
- ⑦ 取締役（監査等委員を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ必要に応じて出席しており、当社グループにおける重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることができる体制を構築しております。取締役（監査等委員を除く）及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員会に報告しております。監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な扱いを禁止するとともに、当社子会社においてもその徹底を図っております。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施できる体制を構築しております。監査等委員会が会計監査を依頼している監査法人及び内部監査部門とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めることができる体制を構築しており、監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社グループは、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とし、その旨を役員及び使用人全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制になっております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役会

取締役会は8名の取締役で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定及び業務執行の監督を行っております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、書面又は電磁的記録により経営の意思決定を行う旨定款に定めております。

② 監査等委員会

当社の監査等委員は3名で、うち2名が社外取締役であります。社外取締役は、それぞれ公認会計士、弁護士であり、専門的見地から経営監視を実施しております。監査等委員会は、原則として毎月1回開催しております。監査等委員は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役（監査等委員を除く）の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役（監査等委員を除く）の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

③ 会計監査人

当社グループは、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、適宜監査が実施されております。

④ 経営会議

経営会議は、「経営会議規程」に基づいて、取締役、グループ会社事業部長、管理本部長、経営企画室長並びにこれらの者が経営会議に出席することが適当と認めた者をもって構成し、原則毎週1回開催しております。経営会議においては、組織及び人事に関する事項の決議や、議長が必要と認めた経営会議付議事項の協議や決議を行います。また、各部門からの月次業績報告と今後の見通し、総合的な経営分析の内容の報告等が行われております。さらに、重要事項の指示・伝達等認識の統一を図る機関として機能しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、各部門での情報収集をもとにリスク管理委員会を設置し、原則として3ヶ月に1回開催し、リスクの評価、対応等、リスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。また、「リスク管理規程」等に基づく活動を通し、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。さらに、必要に応じて弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けられる良好な関係を構築するとともに、監査等委員会の監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

⑥ コンプライアンスに対する取り組み

イ. コンプライアンスマニュアルを当社グループの役員及び使用人に配布し、法令規則等の遵守に対する意識向上を図っております。

ロ. 社内規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を開催し、コンプライアンス違反の発生の有無等を確認しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年6月1日から
2023年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	693,263	671,753	703,946	△6,772	2,062,190	2,062,190
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△44,245		△44,245	△44,245
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			136,651		136,651	136,651
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	92,406	—	92,406	92,406
当 期 末 残 高	693,263	671,753	796,352	△6,772	2,154,597	2,154,597

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社セリオ

株式会社セリオガーデン

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、原価法によって評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～34年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

所有権移転外のファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価値を零とする定額法を採用しております。

(3) 補助金等の圧縮記帳処理

当社グループでは自治体より補助金を受けております。

これらの補助金は、工事完成時に当該補助金相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、補助金の受入額を補助金収入として特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても履行義務充足後の支払い条件は、概ね1ヶ月以内に決済されており、重要な金融要素はありません。

①就労支援事業

就労支援事業においては、人材派遣事業、請負事業、人材紹介事業を行っており、それぞれ以下のよ

うに収益を認識しております。

i) 人材派遣事業

事務職、製造業務・軽作業等の人材を顧客に派遣する人材派遣サービスを提供しており、契約に基づき労働力を提供する義務を負うため、当該履行義務は、派遣社員による労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣社員の派遣期間における稼働実績に応じて収益を認識しております。

ii) 請負事業

顧客との契約に基づき、主にコールセンター業務を中心に、データ入力・倉庫内軽作業などの運営を受託するサービスを提供しており、予め依頼された業務につき、定められた事業所内において自社の社員を配置し円滑に完遂する義務を負っております。当該履行義務は運営実績、消費者からの受架電件数やデータ入力件数などの出来高及び処理業務の成果に応じて充足されると判断し、定められた単価を基に収益を認識しております。

② 放課後事業

放課後事業においては文部科学省が所管する「放課後子ども教室推進事業」をはじめ、各種制度のもとにおいて運営される学童保育の運営を行っておりますが、契約形態としては自治体からの業務委託、指定管理者制度のもと管理代行の指定を受けたもの、自社により設置運営するもの等があり、その性質により複数の事業形態があります。

主な事業における収益を認識する時点は以下のとおりであります。

i) 公設放課後事業

自治体から受託され、又は指定管理者として指定を受けて「放課後子ども教室推進事業」「放課後児童健全育成事業」「放課後子ども総合プラン事業」「児童館事業」など学齢期の子どもたちの放課後・長期休みなどに保護者の代わりに適切な遊びや生活の場を提供するサービスを行っております。

受託・指定の契約期間が、主に1年であることから一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

ii) 私立小学校アフタースクール

私立小学校から受託され、各学校の方針・風土をベースに、子どもたちの学び、運動、芸術、遊びなどさまざまなプログラムを提供しております。

履行義務は、子どものお預かりや各プログラムの提供に応じて充足されると判断し、実施実績に応じて収益を認識しております。

③ 保育事業

保育事業においては、主に児童福祉法に基づき都道府県知事等に認可された認可保育園及び小規模保育園を運営しており、「子ども・子育て支援新制度」のもと、国及び自治体が負担する施設型給付及び地域型保育給付を委託費として交付を受けております。

なお、認可保育園の運営に係る補助金については、内閣府の定めた公定価格及び自治体が定めた補助金交付要綱に基づき、在籍園児数、在籍職員数等に応じて収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを売上先別、地域市場別及び収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	就労支援事業	放課後事業	保育事業		
売上先別					
国・地方公共団体	—	2,820,055	3,867,083	—	6,687,138
民間その他	2,480,247	216,049	408,746	—	3,105,044
地域市場別					
近畿圏	1,511,378	1,579,216	3,141,551	—	6,232,146
首都圏	648,637	1,298,465	741,356	—	2,688,459
東海他	320,231	158,422	392,922	—	871,577
収益認識の時期					
一時点で認識する収益	2,480,247	216,049	3,498,812	—	6,195,110
一定の期間にわたり認識する収益	—	2,820,055	777,017	—	3,597,072
外部顧客への売上高	2,480,247	3,036,105	4,275,830	—	9,792,182

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	513,554
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	592,509
契約資産(期首残高)	154,165
契約資産(期末残高)	110,350
契約負債(期首残高)	202,755
契約負債(期末残高)	153,983

(注) 1. 契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される認可保育園の運営において収益を認識したが、未請求のものであり、契約負債は主に顧客からの前受金であります。

2. 契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売上債権へ振替えられ、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。なお、契約負債の期首残高の概ね全額が当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益に含まれております。

3. 当連結会計年度において、契約資産及び契約負債の残高に重要な変動は発生しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

保育事業に関する固定資産の減損損失の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失一千円、有形固定資産1,583,824千円、無形固定資産13,731千円、投資その他の資産32,154千円

当連結会計年度において減損損失を計上しておりませんが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として認識しております。

(2) 認識した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは固定資産の減損の兆候を把握するに当たり、資産のグルーピングを保育園の施設単位で行っております。資産のグルーピングの上、減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を実施しております。なお、減損の兆候については、各保育施設の事業の業績悪化、開園後の事業計画と実績数値の著しい乖離等を踏まえ認識しております。

減損の兆候があると認められた場合には、回収可能価額と帳簿価額を比較し減損損失の要否を判定しており、減損損失を認識すべきであると判定した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し減損損失を計上いたします。

当社グループの一部の保育施設（期末帳簿価額は125,397千円）は、2期連続して営業赤字及び開園後の事業計画と実績数値の著しい乖離が生じており、減損の兆候が認められますが、当該保育施設から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回ったことから、減損損失の認識は不要と判断したため、減損損失は計上しておりません。

減損損失の要否の判定において使用する将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基礎としており、事業計画は、各保育施設の児童数の推移などの仮定を用いております。しかしながら、事業計画の前提とした条件や仮定に変更が生じ、実際の営業損益又はキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	493,007千円
2. 圧縮記帳額	
建物及び構築物	3,012,181千円
工具、器具及び備品	175,181
ソフトウェア	12,942
計	3,200,305

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,329,400	—	—	6,329,400
自己株式				
普通株式	8,627	2,312	—	10,939

(変動事由の概要)

譲渡制限付株式報酬制度対象者の退職に伴う無償取得 2,312株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年8月29日 定時株主総会	普通株式	44,245千円	7円00銭	2022年5月31日	2022年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,229千円	7円00銭	2023年5月31日	2023年8月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については投機的な運用は行わず、比較的安全で流動性のある預金で運用を行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

普通預金及び定期預金で運用しております。

比較的安全な金融機関に預入しており、リスクは小さいと考えております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の期日のものであります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）とファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る信用リスクは、「債権管理規程」等に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の用途は運転資金及び設備資金であり、資金調達時には、金利の変動動向の確認又は他の金融機関との金利比較を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。また、「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金 を含む)	1,201,272	1,201,272	—
負債計	1,201,272	1,201,272	—

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

	時価 (千円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	1,201,272	—	1,201,272
負債計	—	1,201,272	—	1,201,272

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	341円00銭
2. 1株当たり当期純利益	21円62銭

株主資本等変動計算書

(2022年 6 月 1 日から
2023年 5 月 31 日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	693,263	841,033	320	841,353	254,970	△6,772	1,782,815	1,782,815
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△44,245		△44,245	△44,245
当 期 純 利 益					121,302		121,302	121,302
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)								—
当期変動額合計	—	—	—	—	77,057	—	77,057	77,057
当 期 末 残 高	693,263	841,033	320	841,353	332,028	△6,772	1,859,872	1,859,872

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式の評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～15年

工具、器具及び備品 5～10年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社における収益は、主に子会社からの業務支援委託料であります。

業務支援委託料については、子会社の会社経営の重要な方針に関する事項についての助言及び指導、総務・法務に関する事務代行、監査に関する事務代行、情報システムに関する事務代行等の包括的な経営支援に係る役務提供であり、子会社との業務委託契約に基づき役務提供する履行義務を負っております。当該業務委託契約は、当社の子会社が収益を計上するにつれて充足されるものであり、主として当社子会社の売上高に一定の料率を乗じた金額を収益として計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2,603千円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

子会社に対する金銭債権債務は下記のとおりであります。

① 短期金銭債権 63,197千円

② 長期金銭債権 735,000千円

③ 短期金銭債務 2,477千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 516,218千円

営業費用 29,764千円

営業取引以外による取引高

受取利息 6,638千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 10,939株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,899千円
未払社会保険料	753
減価償却超過額	155
未払事業所税	109
退職給付費用否認	82
株式報酬費用	2,816
繰延税金資産の純額	<hr/> 6,816

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株 式 会 社 セリオ	所 有 直 接 100%	資 金 の 貸 付 経 営 指 導 役 員 の 兼 任	資 金 の 貸 付 (注) 1	675,000	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	675,000
				利 息 の 受 取 (注) 1	6,584	—	—
				経 営 指 導 (注) 2	515,618	売 掛 金	51,124
	株 式 会 社 セリオガーデン	所 有 間 接 100%	資 金 の 貸 付 経 営 指 導 役 員 の 兼 任	資 金 の 貸 付 (注) 1	60,000	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	60,000
				利 息 の 受 取 (注) 1	53	—	—
				経 営 指 導 (注) 2	600	売 掛 金	55

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

2. 経営指導については、経営の管理・監督・指導を行うための契約に基づき決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 294円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 19円19銭 |